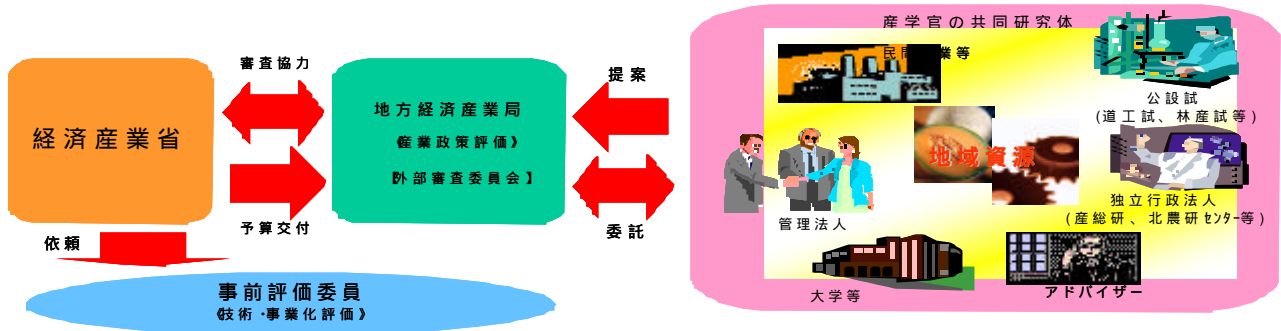


地域資源活用型研究開発事業

事業内容

地域における産学官の強固な共同研究体を組織し、地域の強みとなる資源（地域資源）を活用した新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を行い、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうるプロジェクトに対し、地方経済産業局が研究委託します。

必ずしも北海道の「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」に掲げる指定品目に限るものではありません。



共同研究体の構成

下記により構成し、～のいずれかに「技術シーズ・知見を有する者」及び「大学、高専」又は「公設試、独立行政法人等の試験研究機関」が参画することが必要です。

管理法人（委託先）【必須】（応募は管理法人が行うこととなります）

プロジェクトの運営管理、共同研究体構成員相互の関係調整を行うとともに、事業化の推進（又は推進支援）等を行う機関。

総括事業代表者（プロジェクトマネージャー）【必須】

事業全体の方針決定、工程管理を行うとともに、事業化の観点から当該研究開発の最適化及び研究開発終了後の事業化を推進するための体制・環境の整備を行う者（個人）（原則として研究体の構成員である民間企業に所属）。

研究実施者（再委託先）【必須】

研究者が所属する民間企業、組合、大学、高専、公設試、独立行政法人、第三セクター等（再委託契約等締結可能機関）。原則として、地域（地域資源の存在する地域）の民間企業を含むことを前提とする。

アドバイザー【任意】

応募要件

研究実施者要件 （又は に該当）	共同研究体に参加する民間企業の2/3以上が中小企業 研究開発費総額のうち、管理法人の設備関係経費（レンタル・リース料含む）を差引いた金額の2/3以上を中小企業が担当
募集対象となる地域資源の範囲 （又は に該当）	<p>・一次産品（日本標準産業分類で農業、林業、漁業、鉱業に該当するもの）及びそれらの産物の生産・加工過程で発生する副産物等を活用するものであって、1）又は2）に該当するもの</p> <p>1）地域団体商標の登録がなされた産物等 2）地方自治体の施策等により認められた産物等</p> <hr/> <p>・地域に根ざした「伝統」や「文化」に依拠した1）～3）のいずれかに該当する技術又は技法等を活用するもの</p> <p>1）地域に根ざした固有の技術等（地域の伝統工芸に係る技術、産地に根付いている技術等） 2）地域団体商標の登録がなされた産物等に係る技術等 3）地方自治体の施策等により認められた技術等</p>
研究開発期間	2年以内（平成22年3月まで）
研究開発費	初年度目3千万円以内（2年度目2千万円以内）
公募時期	平成20年4月1日（火）～4月22日（火）

研究開発を通じて、「新たな用途に用いられる」、新たな機能を発現させる」等一定の付加価値が認められる製品等となる必要があります。

問い合わせ先・申請先



経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課（担当：竹田、高橋(育)、佐々木(雄)）
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階
TEL 011-709-2311（内線2585～2588） ホームページ <http://www.hkd.meti.go.jp/>

詳細は公募要領をご覧ください。